

森町人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費割合 B/A	(参考) 21年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	19,839	7,155,054	780,905	1,236,315	17.3	17.8

(2) 職員給与費の状況（平成23年度普通会計予算）

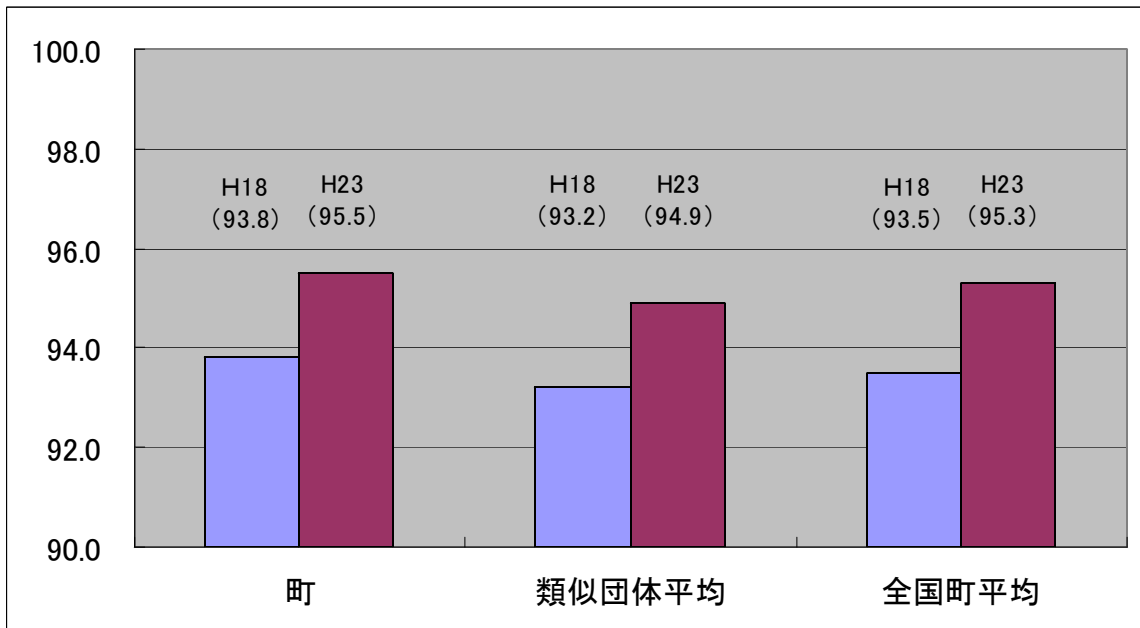
区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	151	583,889	60,437	208,376	852,702	5,647

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
森 町	93.8	94.0	94.3	95.3	95.7	95.5



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,200	361,000	406,900	407,700	429,800

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
森町	45.8歳	341,600円	386,611円	365,060円
県	42.7歳	347,627円	440,922円	382,514円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	43.3歳	320,558円	369,308円	343,187円

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
森町	51.9歳	16人	277,800円	287,831円	282,831円
うち運転手	55.8歳	1人	304,400円	307,500円	304,400円
うち調理員	53.3歳	9人	281,700円	290,900円	286,200円
うち用務員	49.3歳	6人	267,500円	280,067円	274,167円
県	52.4歳	299人	339,543円	385,765円	361,964円
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円
類似団体	49.4歳	13人	281,771円	302,826円	291,506円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
森町	—	—	—	—
うち運転手	自家用乗用自動車運転者	58.4歳	189,100円	1.63
うち調理員	調理士	41.4歳	278,400円	1.04
うち用務員	用務員	53.8歳	209,700円	1.34
県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
森 町	—	—	—
うち運転手	4,902,100円	2,620,200円	1.87
うち調理員	4,570,500円	3,737,900円	1.22
うち用務員	4,376,604円	2,943,200円	1.49

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額が時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いて算出されているので、比較のため国家公務員と同じベースで再計算しています。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成20年度～平成22年度の3カ年平均）
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		森 町	県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	180,158円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	145,598円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	137,200円	142,978円	137,200円
	中 学 卒	129,200円	130,181円	129,200円

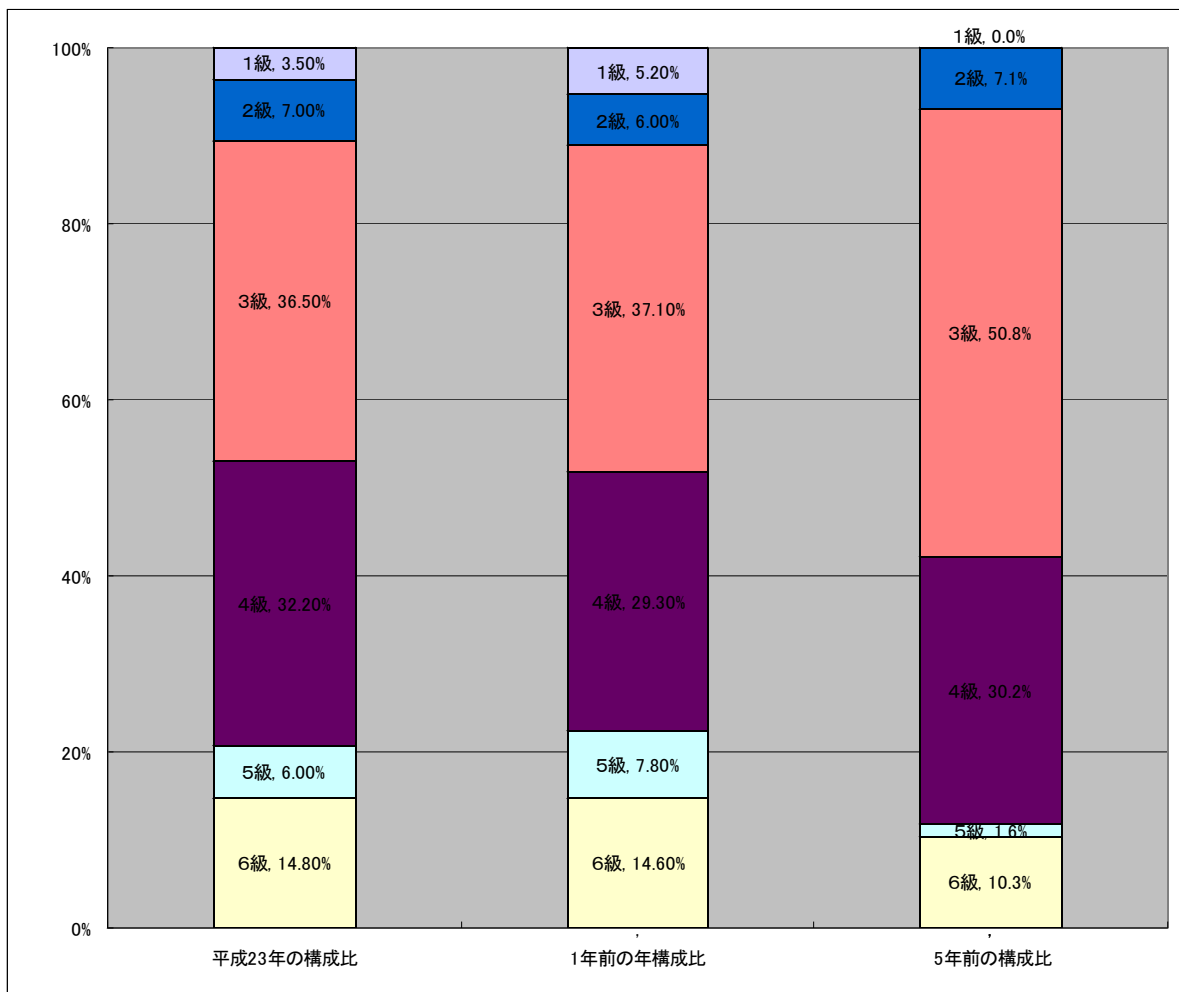
(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	262,000円	296,400円	348,100円
	高 校 卒	200,000円	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比
6級	参事、課長、局長、室長	17人	14.8%
5級	副参事、技監、課長補佐	7人	6.0%
4級	課長補佐、主幹、技幹	37人	32.2%
3級	係長、主査、技術主査	42人	36.5%
2級	主事、技師	8人	7.0%
1級	主事、技師、主事補、技師補	4人	3.5%
	計	115人	100.0%



(注) 1 森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象に年1回勤務成績評定書に基づく評定を行い、昇給の可否を決定している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

森 町			国		
1人当たりの平均支給額（平成22年度） 1,338千円					
（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 計 2.60月分 1.35月分 3.95月分 (1.45月分) (0.65月分) (2.10月分)			（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 計 2.60月分 1.35月分 3.95月分 (1.45月分) (0.65月分) (2.10月分)		
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		
県			（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給額で す。		
1人当たりの平均支給額（平成22年度） 1,550千円					
（平成22年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 計 2.60月分 1.35月分 3.95月分 (1.45月分) (0.65月分) (2.10月分)					
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%					

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績を反映せず。（全員が標準の区分）

(2) 退職手当（平成23年4月1日現在）

森 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
退職時特別昇給 無					
1人当たり平均支給額	5,765千円	19,523千円			

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成22年度）		19,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		4,750円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		2.7%	
手当の種類（手当数）		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
感染症防疫作業手当	保健衛生業務従事職員	感染症患者の予防救済等	1回につき500円
精神障害者収容作業手当	〃	精神障害者の収容	1回につき500円
家畜伝染病予防作業手当	〃	家畜伝染病予防作業	1日につき500円
不用犬捕獲作業手当	〃	不用犬捕獲作業	1日につき300円
税務調査・滞納整理取扱手当	町税事務従事職員	税務調査・滞納整理	1日につき300円
滞納処分・犯則事件取扱手当	〃	滞納処分・犯則事件	1日につき500円
行旅病人取扱作業手当	当該事務従事職員	行旅病人の取扱い	1回につき1,000円
行旅死亡人取扱作業手当	〃	行旅死亡人の取扱い	1回につき3,000円
犬猫等死体取扱作業手当	〃	犬猫等死体の取扱い	1体につき300円

(5) 時間外勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	19,378千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	153千円
支給実績（21年度決算）	30,042千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	236千円

(6) その他の手当（内容・支給単価は平成23年4月1日現在、決算額は平成22年度普通会計決算）

手当名	内容・支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 特定扶養1人 5,000円	同	—	16,261千円	108,551円
住居手当	月額12,000円以上の家賃 月額23,000円以下 家賃月額－12,000円 月額23,000円以上 (家賃月額－23,000円)× 1/2+11,000円 限度額 27,000円	同	—	2,434千円	16,248円
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000円 交通用具使用者 2km～3km 2,600円 3km～27km 1kmごとに500円加算 27km～ 1kmごとに450円加算 最高限度額 24,500円	異	～5km 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～45km 5kmごと 2,400円 加算 45km～ 5kmごと 900円加算 最高限度額 24,500円	7,526千円	50,240円
管理職手当	参事 12% 課長・副参事・技監 10% 課長補佐 9%	異	職務の級における最高号俸の25%を超えない範囲内	10,982千円	477,478円
時間外・休日・夜間勤務手当	時間外勤務手当 時間外単価×125/100 休日勤務手当 時間外単価×135/100 夜間勤務手当 午後10時から午前5時まで勤務する場合は、時間外・休日勤務手当に25/100を加算	同	—	19,378千円	152,823円
宿日直手当	宿日直勤務 5,200円	異	4,200円	4,578千円	41,243円
管理職員特別勤務手当	週休日等における勤務1回につき 参事・課長・課長相当職 6,000円(9,000円) 課長補佐 4,000円(6,000円) ()は実働時間6時間超の場合	異	勤務1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—

6 特別職の報酬等の状況（平成23年12月1日現在）

区分	給料月額等		
	(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	町長	624,600円	798,000円/319,000円
	副町長	576,000円	650,000円/378,000円
報酬	議長	290,000円	340,000円/230,000円
	副議長	227,000円	280,000円/180,000円
	議員	203,000円	258,000円/157,000円
期末手当	町長	3.95月分	
	副町長		
	議長	2.95月分	
	副議長		
	議員		
退職手当	町長	(算定方式) 在職1年につき100分の500	(支給時期) 任期ごと
	副町長	(算定方式) 在職1年につき100分の300	(支給時期) 任期ごと

7 職員数の状況

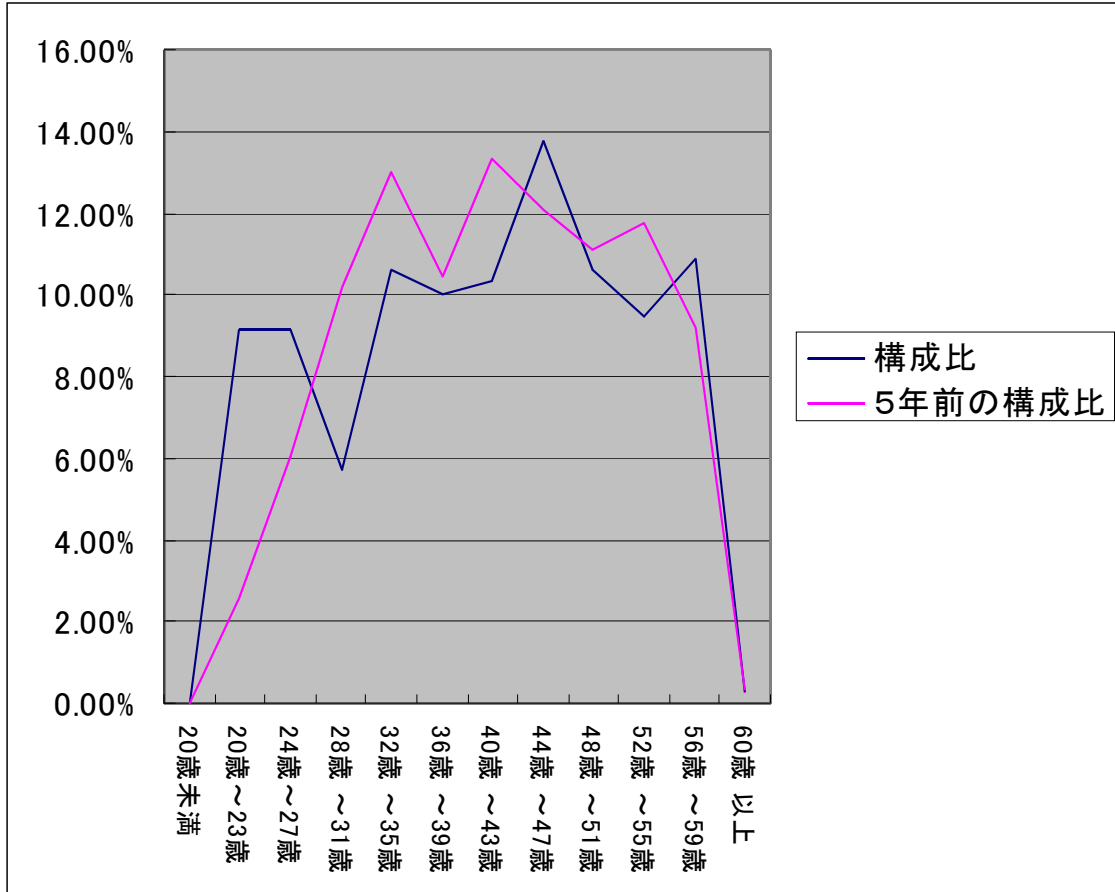
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減の主な理由
		平成22年	平成23年		
一般行政	議会	3	3		
	総務	31	31		
	税務	11	11		
	農林水産	12	12		
	商工	4	4		
	土木	13	13		
	民生	9	10	1	
	衛生	11	11		
	小計	94	95	1	人口1万人当たりの職員数 47.89人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.71人)
特別行政	教育	57	55	△ 2	退職不補充（臨時、嘱託職員の活用）
	普通会計の計	151	150	△ 1	人口1万人当たりの職員数 75.61人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.18人)
公営企業等	病院	166	178	12	回復期リハビリ病棟設置に伴う職員増
	水道	5	5		
	下水	6	5	△ 1	臨時職員の活用による減
	その他	12	11	△ 1	臨時職員の活用による減
	小計	189	199	10	
総合計		340 (361)	349 (361)	9	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、()内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	32	32	20	37	35	36	48	37	33	38	1	349

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	102	98	96	94	94	95	△7 (△6.9%)
教育行政	65	63	60	58	57	55	△10 (△15.4%)
普通会計計	167	161	156	152	151	150	△17 (△10.2%)
公営企業等会計計	148	149	150	157	189	199	+51 (+34.5%)
総合計	315	310	306	309	340	349	+34 (+10.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(4) 職員採用試験の状況（平成22年度）

（単位：人・倍）

区 分	職 種	申 込 者	受 験 者	合 格 者	倍 率
試 験	事 務 職 員	41	41	2	20.5
	土 木	3	3	1	3.0
	保 健 師	—	—	—	—
	幼 稚 園	10	9	2	4.5
	看 護 師	7	7	6	1.2
	医 療 技 師 等	18	18	6	3.0
	小 計	79	78	17	4.6
選 考 試 験	医 師	3	3	3	1.0
	医 療 技 師 等	1	1	1	1.0
	看 護 師	6	6	6	1.0
	看 護 助 手	—	—	—	—
	小 計	10	10	10	1.0
合 計		89	88	27	3.3

(5) 採用及び退職の状況（平成22年度）

（単位：人）

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	普 通 等	計
町長部局等	4	0	1	1	2
教育委員会	1	2	1	2	5
病 院	30	0	0	10	10
計	35	2	2	13	17

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（平成23年4月1日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	なし

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成22年）

平均付与日数	平均取得日数	取 得 率
40日	7.0日	17.5%

（注）年次有給休暇は、1年につき20日付与され、残日数のうち20日までは翌年に繰り越すことができます。

(3) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

(単位：人)

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成22年度取得者	3	3	12	18

*前年度から継続している者を含む。

イ 部分休業

(単位：人)

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成22年度取得者	0	0	1	1

*前年度から継続している者を含む。

ウ 育児短時間勤務

(単位：人)

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成22年度取得者	0	0	8	8

*前年度から継続している者を含む。

(4) 介護休暇

(単位：人)

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
平成22年度取得者	0	0	0	0

*前年度から育児休業を継続している者を含む。

(5) 病気休暇・特別休暇の概要（平成22年度）

休暇の理由		期間
病 気 休 暇	公務上・通勤による負傷・疾病の場合	医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	結核性疾患の場合	1年以内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
	それ以外の負傷・疾病の場合	90日以内で、医師の証明書等に基づいて最小限度必要と認められる期間
特 別 休 暇	選挙権等の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等で官公署に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供に伴い検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	自発的、無報酬で社会貢献活動をする場合	1年に5日以内
	結婚する場合	連続する5日以内
	出産する場合	出産日前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）
	出産した場合	出産日の翌日から8週間
	生後1年以内の子を保育するための授乳等の場合	1日2回それぞれ30分以内
	配偶者が出産する場合	2日以内
	育児参加をする場合	5日以内
	子の看護をする場合	5日以内（子が2人以上の場合は年10日以内）
	要介護者の世話をする場合	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
	親族が死亡した場合（3親等以内）	1～10日の範囲内
	父母の追悼等の行事をする場合	1日
	夏季における心身の健康維持等の場合	連続する3日以内
	災害により自らの住居を滅失・損壊した場合	必要と認められる期間
	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害時の通勤途上において身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	生理日に勤務することが困難な場合	2日以内で必要と認められる期間
	妊娠中に通勤上の交通機関の混雑が母胎・胎児の健康保持に影響がある場合	1日に1時間以内
	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	1回につき必要な時間
	妊娠中の職員の業務が母胎・胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、補食するために必要な時間
	妊娠中の職員が妊娠障害により勤務が困難な場合	必要な期間
感染症予防上必要な措置により勤務が不適切な場合	必要と認められる期間	

9 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（平成22年度） (単位：人)

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分（平成22年度） (単位：人)

戒 告	減 給	停 職	免 職	計
0	0	0	0	0

10 サービスの状況

(1) サービス規律遵守等に関して講じた施策（平成22年度）

取 組 内 容
<p>(綱紀粛正に関する通知等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について（22年6月18日通知） ・ 年末年始におけるサービス規律の確保について（22年12月15日通知） ・ インフルエンザ等感染症の発生に当たっての職員の出勤等に関する取扱いについて（平成23年1月28日通知） ・ 統一地方選挙におけるサービス規律の確保について（23年2月21日通知）

(2) 職務専念義務の免除

免除の対象となる場合
<p>地方公務員法第35条に基づく職務専念義務は、次の場合に免除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受ける場合 ・ 厚生計画の実施に参加する場合 ・ 職員団体と適法な交渉を行う場合

11 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成22年度）

区 分	研 修 の 内 容
派遣研修	1 市町職員研修（静岡県主催） <ul style="list-style-type: none"> ・管理監督者コーチング講座 ・クレーム対応講座 ・戦略的発想力開発講座 ・簿記講座 ・創造力発想力強化講座 2 市町村職員広域研修（静岡県町村会主催） <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員研修 ・新任監督者研修 ・OJT基本研修 ・政策法務基礎研修 ・民法研修 ・地方自治法研修 ・中堅職員研修 ・法制執務研修（初級・中級） ・地方公務員法研修 3 その他研修 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の接遇研修 ・水道技術研修 ・東海ブロック地籍調査担当者研修会 ・災害時家屋被害認定調査研修会 ・通信講座 法制執務基礎講座 ・第3セクターの改革に関する実務講習会 ・Eラーニングによる地方公務員のための英語コース ・Eラーニングによる情報セキュリティ研修
町単独研修	1 職員メンタルヘルス研修

12 福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害等の認定状況（平成22年度）

（単位：件）

区 分	町長部局等	教育委員会	病 院	計
通勤災害	0	0	0	0
公務災害	4	0	1	5
計	4	0	1	5

(2) その他の主な福利厚生事業の概要（平成22年度）

当町の福利厚生事業は、静岡県市町村職員共済組合に加入して実施しています。

区 分	給 付 の 内 容
短期給付	療養の給付、家族療養の給付、保険外併用療養費、療養費・家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費・家族訪問看護療養費、移送費・家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、家族療養費附加金・家族訪問看護療養費附加金・一部負担金払戻金、出産費・同附加金、家族出産費・同附加金、埋葬料・同附加金、家族埋葬料・同附加金、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金・家族弔慰金、災害見舞金・同附加金、入院附加金、結婚手当金
長期給付	退職共済年金（組合期間等が25年以上あること、60歳に達していること。）
福祉事業	<p>1 保健事業</p> <p>(1) 疾病予防対策事業 人間・脳ドック検査、消化器検査、血液・血圧・尿検査、家族等生活習慣病予防検診の助成、インフルエンザ・日本脳炎予防接種助成、歯科疾患予防対策、メンタルカウンセリング、生活習慣予防セミナー、メンタルヘルスセミナー</p> <p>(2) 特定健康診査 特定保健指導</p> <p>(3) 健康保持増進対策事業 スポーツ教室、保健施設利用の助成、クラブ活動参加の助成、メンタルヘルスチェックの助成</p> <p>(4) その他の事業 電話健康相談、母子保健衛生用品の支給、救急箱補充薬品の支給、救急箱の支給、宿泊施設利用の助成、障害者等の介護助成、補装具の助成、在宅介護費用の助成、長期療養者見舞品の支給、共済事業移動相談、長期勤続者保養所利用の助成、り災見舞品の支給、ライフプラン講座、共済モニターの委嘱</p> <p>2 貯金事業（積立貯金「共済貯金」）</p> <p>3 貸付事業</p> <p>(1) 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付、出産貸付、在宅介護対応住宅貸付</p>

13 公営企業職員（地方公営企業法全部適用職員）の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 252,823	千円 1,924	千円 29,848	% 11.81	% 11.93

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 5	千円 19,284	千円 3,994	千円 6,570	千円 29,848	千円 5,647

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
森 町	43.0歳	334,343円	468,203円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

森町（水道事業）	森町（一般行政職）
1人当たりの平均支給額（平成22年度） 1,314千円	1人当たりの平均支給額（平成22年度） 1,474千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分) 計 3.95月分 (2.10月分)	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分) 計 3.95月分 (2.10月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給額です。

イ 退職手当（平成23年4月1日）

森町（水道事業）			森町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
退職時特別昇給 無			退職時特別昇給 無		
1人当たり平均支給額	—	—	1人当たり平均支給額	24,883千円	26,189千円

（注）退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在） 支給なし

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度）	—		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	—		
手当の種類（手当数）	1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
道路上作業手当	公営企業業務従事職員	道路上における水管の点検・修繕作業	1回につき500円

オ 時間外勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	350千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	88千円
支給実績（21年度決算）	396千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	79千円

カ その他の手当（内容・支給単価は平成23年4月1日現在。決算額は平成22年度決算）

手当名	内容・支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円 特定扶養1人 5,000円	同	—	702千円	140,400円
住居手当	月額12,000円以上の家賃 月額23,000円以下 家賃月額－12,000円 月額23,000円以上 (家賃月額－23,000円)× 1/2+11,000円 限度額 27,000円	同	—	—	—
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額 55,000円 交通用具使用者 2km～3km 2,600円 3km～27km 1kmごとに500円加算 27km～ 1kmごとに450円加算 最高限度額 24,500円	同	～5km 2,000円 5km～10km 4,100円 10km～45km 5kmごと 2,400円 加算 45km～ 5kmごと 900円加算 最高限度額 24,500円	104千円	20,880円
管理職手当	参事 12% 課長・副参事・技監 10% 課長補佐 9%	同	職務の級における最高号俸の25%を超えない範囲内	433千円	432,652円
時間外・休日・夜間勤務手当	時間外勤務手当 時間外単価×125/100 休日勤務手当 時間外単価×135/100 夜間勤務手当 午後10時から午前5時まで勤務する場合は、時間外・休日勤務手当に25/100を加算	同	—	350千円	87,598円
宿日直手当	宿日直勤務 5,200円	同	4,200円	573千円	57,340円
管理職員特別勤務手当	週休日等における勤務1回につき 参事・課長・課長相当職 6,000円(9,000円) 課長補佐 4,000円(6,000円) ()は実働時間6時間超の場合	同	勤務1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—